

4 陳情第 14 号

4 陳情 第 14 号	総合法律支援法の改正を求める意見書提出に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年4月7日受理、令和4年6月10日付託
陳情者	山梨県中央市_____

(要 旨)
総合法律支援法の改正を求める意見書を提出すること。

(理 由)
現在の総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)では、日本司法支援センター(以下「法テラス」)においては、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の手続きは「特定援助対象者」に関する一部の行政処分に対するものを除いて、援助の対象となっていない。
これでは、資力が低い人や無い人は、法専門家に手続きを依頼することができず、本人による手続きを余儀なくされる。法専門家に依頼できないために、本来なら審査請求等で解決したであろう問題が行政訴訟に発展する可能性がある。
よって、総合法律支援法を改正し、行政不服審査法の手続きも援助対象に加えるよう、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の意見書を提出するよう求める。